

2018年5月17日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

保険新商品の取り扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、2018年5月21日（月）より、年金保険「あしたの、よろこび」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）および終身保険「安心ひこうせん」（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 年金保険「あしたの、よろこび」

- (1) ご契約から年金開始までの据置期間を0年～10年の年単位で選択していただけます。最短では、契約日の1ヵ月後から年金をお受取りいただけます。
- (2) 据置期間を長くすること、または死亡時の保証割合を低く抑えた年金種類を選択することで、年金額をより大きくできます。

2. 終身保険「安心ひこうせん」

- (1) 指定通貨建で一時払保険料を上回る死亡保険金が、契約日の2年経過以後から一生涯保障されます。なお、ご加入時の告知は不要です。
- (2) 外貨建を選択された場合、「2年間死亡時円保証特約」の付加により、契約日から2年間の死亡保険金額は一時払保険料の円換算額を最低保証します。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】

1. 「あしたの、よろこび」(三井住友海上プライマリー生命保険株式会社)

正式名称		通貨選択生存保障重視型個人年金保険		
契約通貨		豪ドル、米ドル		
保険料の払込方法		一時払のみ		
一時払 保険料	最低	50,000 ドル (1 ドル単位)		
	最高	5 億円 (契約日の為替レートによる円換算額。)		
年金種類		死亡時保証 100%型終身年金 死亡時保証 80%型終身年金	死亡時保証 なし型 終身年金	確定年金
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)		50 歳～90 歳		50 歳～89 歳
据置期間		0～10 年 ※契約者と被保険者が同一の場合のみ、0 年を 選択可能。		1～10 年 ※据置期間と合わせて 40 年未満とします。
年金支払期間		終身		15・20・25・30・35 年 ※年金支払開始年齢が 88 歳以上の場合、年金支 払期間 35 年は選択いた だけません。
死亡 保障	据置 期間中	死亡保険金 (基本保険金額)		
	年金支払 期間	死亡時保証額 (基本保険金額 ×死亡時保証率) から 既払年金累計額を差し引いた 額	ありません。	ありません。 ※年金受取人 (被保険者 と年金受取人が同一の場 合は後継年金受取人) に、 年金支払期間終了まで年 金を引続きお受取りいた だきます。
年金の一括支払		死亡時保証期間に対応する部 分のみ可 (死亡時保証期間経過後に被 保険者が生存している場合 は、年金支払を再開します。)	不可	可 (契約は消滅します。)
解約		保険契約者は年金支払開始日前に限り、解約することができます。 ※解約返戻金額=解約日の積立金額-市場調整額		
増額・減額		お取り扱いいたしません。		
付加できる特約		遺族年金支払特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、 年金円支払特約、指定代理請求特約		
健康告知		ありません。		

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

クーリング・オフの 取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
諸 費 用	ご契約時	契約初期費用として、一時払保険料の5%を一時払保険料より控除します。
	据置 期間中	積立金額が基本保険金額を下回っている期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。（※控除額は被保険者の年齢・性別および経過期間によって異なります。） また、据置期間中に適用される積立利率は、保険関係費をあらかじめ控除しています。（※直接ご負担いただく費用ではありません。）
	年金 支払中	【年金管理費】 年金額に対して最大1% 【死亡一時金を支払うための費用】 死亡時保証期間中に責任準備金より控除します。 （※控除額は被保険者の年齢・性別および経過期間によって異なります。） （※死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金のみ適用となります。）
	解約時	ありません。
	通貨の換算	(1) 円で保険料を入金する場合（TTS） TTM+50 銭 (2) 契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合 (契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭) (3) 円で保険金等を受け取る場合（TTB） TTM-50 銭

2. 「安心ひこうせん」（第一フロンティア生命保険株式会社）

正式名称	積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）	
指定通貨	米ドル・豪ドル・円	
保険料の払込方法	一時払のみ	
一時払 保険料	最低	米ドル建・豪ドル建：10,000 ドル（1ドル単位）、円入金100万円 円建：100万円
	最高	基本保険金額が9億円相当額（所定の為替レートにより換算）
契約年齢	40～90歳（契約日における被保険者の満年齢）	
保険期間	終身	
健康告知	ありません。	
増額	お取り扱いいたしません。	
減額	可能です。ただし、減額後の基本保険金額が10,000ドル/100万円以上あることが必要です。	

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

死亡保障	契約日から2年間	一時払保険料・積立金額・解約返還金額のいずれか大きい金額 ※【2年間死亡時円保証特約】を付加した場合 上記円換算額・一時払保険料の円換算額のいずれか大きい金額
	契約日から2年経過以後	基本保険金額・解約返還金額のいずれか大きい金額
積立利率		月2回設定（1日・16日）
積立利率保証期間	米ドル建	契約年齢 40～80歳：30年 契約年齢 81～90歳：10年
	豪ドル建	契約年齢 40～85歳：20年 契約年齢 86～90歳：10年
	円建	契約年齢 40～80歳：30年 契約年齢 81～90歳：15年
解約返還金		積立金額を基に市場価格調整を適用し、解約控除を差し引いて算出します。
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
付加できる特約		保険料円貨入金特約、保険料外貨入金特約、 目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約、2年間死亡時円保証特約、 円貨支払特約、年金支払移行特約、死亡給付金等の年金払特約
諸費用	すべてのご契約者に負担していただく費用	積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。 積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。 *上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。
	年金支払中	【年金管理費】 受取特約年金額に対して0.4%（円貨で受け取る場合は最大0.35%）
	解約時	解約控除がかかります。（～5.5%）
	通貨の換算	(1) 円で保険料を入金する場合 TTM+50銭 (2) 契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合 (払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭) (3) 円で保険金等を受け取る場合、目標値判定等 TTM-50銭

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

【生命保険全般に関する重要事項】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり（変額終身保険の場合）等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 変額終身保険はご契約後に保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費用等がかかる場合があります。また、一定期間内に解約・一部解約された場合、解約控除がかかる場合があります。（これらの費用は一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合があるため、表示することができません。）
- ご契約中の変額終身保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- 一時払終身保険はご契約時の契約初期費用のほか、積立利率を決定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用が控除される場合があります。また、一定期間内に解約された場合、解約控除や市場価額調整がかかる場合があります。（これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合があるため、表示することができません。）
- ご契約中の一時払終身保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- これらの商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約払戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合、また保険金等を円貨で受け取る場合は、為替手数料がかかる場合があります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約払戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品は当行による元本および利回りの保証はありません。
- これらの保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- これらの保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、当行窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- これらの商品は、クーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。ただし、申込者が法人（会社等）の場合または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合には、本制度の対象外となります。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。